

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録	
開会日	令和8年3月17日（火）午前11時10分
閉会日	令和8年3月17日（火）午後3時48分
場 所	長久手市役所本庁舎　2階　委員会室
出席委員	委員長　　 川合ともゆき 副委員長 水野勝康 委 員 岡崎つよし　おくだけんじ　ささせ順子 富田えいじ　なかじま和代　野村　弘
欠席委員	な　し
欠　員	な　し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 市長公室長 次長 企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長 財政課長 くらし文化部次長兼環境課長 安心安全課長 環境課ごみ減量推進係長 福祉部長 次長（保険医療、健康推進担当） 保険医療課長 国保年金係長 子ども未来課長 土木課長 みどりの推進課長 緑地推進係長 下水道課長 工務係長 教育総務課長 佐藤有美 川本満男 山本晃司 山本一裕 課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐 富田昌樹 井上隆雄 近藤泰介 久保田直也 大谷　悠 浅井俊光 貝沼圭子 諸戸洋子 寺島卓哉 柴田浩善 朝井雅之 吉田　学 作石裕介 丸山賢一 今井哲夫 堤　健二 計 20 人
職務のため出席した者の職氏名	議長　山田かずひこ 議会事務局長　門前　健　　主任　金子真由美
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 34 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

保険医療課長 議案第 34 号について説明

なかじま委員 保険税率改正について、資料のモデルケースによると保険税の最高増加額が 3 万 2,100 円とあるが、それ以上増える場合もあるか。

国保年金係長 所得が上がれば、所得割にかかる保険税の増加がある。

なかじま委員 子ども・子育て支援納付金制度により、どのようなメリットがあるか。

国保年金係長 高校生年代までの児童手当の拡充、こども誰でも通園制度の開始など、子育て支援施策の拡充がある。

なかじま委員 保険税を支払えなかった場合は、どのようなか。

国保年金係長 収納課と連携し収納相談を行ったり、社会福祉協議会の生活支援につないでいく。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 35 号 財産の処分について

委員長 請求した資料に不足があるため、暫時休憩する。

<午前 11 時 26 分 休憩>

<午前 11 時 40 分 再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開。暫時休憩する。

<午前 11 時 40 分 休憩>

<午後 1 時 05 分 再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

議案第 35 号について説明

なかじま委員 公共活用の検討資料はないということでよいか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

資料はない。

なかじま委員 内部会議資料は、市民に向けた資料及び市長への説明資料と同じということによいか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

同じ資料を使っている。

なかじま委員 市民との意見交換会想定 Q & A について、資料は第 3 回 Q 40 とあるが、Q 1 から Q 39 までは、いつ作成されたのか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

Q 1 から Q 39 は、第 1 回意見交換会から第 2 回意見交換会までに使用していた。この資料は、最終的に第 8 回の意見交換会まで、質問を加えている。

なかじま委員 資料の Q 5 を見ると、「市はどのくらいの割合を売却する考えか」とある。本会議での答弁では、最初は白紙といていたが、想定 Q & A を見ると売却することを想定していたと思われるが、どうか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

資料の参考にも書いてあるが、第 2 回意見交換会では半分程度売却、第 3 回意見交換会では 7 割程度売却で回答している。第 1 回意見交換会では、売却方針はなく、まずは市民の意見をしっかり聞くことを考えていたため、売却の話はしていない。

なかじま委員 対話型意見交換会を行ってきたとのことだが、当日に資料をもらって一方的に市の説明を受けた後に、市民が意見を言うことは難しかったのではないか。その辺りはどのように考えているか。

市長公室次長 初回は特に、地域の方の意見を丁寧に聞きながら話し合う場とした。地域を分けて 4 回行ったが、その印象としては、市に対する厳しい意見が多数あった。第 2 回以降は、前回の振り返りを丁寧に行いながら、途中参加

の方が情報についていけるように配慮をしながら、会議を進行してきたと認識している。

富田委員 公共施設の検討をしていないとのことだが、市はスポーツの杜を公有地化しようとしており、この旧香流苑跡地を代替地として考えてもよかったのではないか。この土地を公共施設に活用する検討をしなかったのはなぜか。

市長公室次長 まず、この旧香流苑跡地は、最初はどうするか白紙状態で地域の方と話し合いを行った。その後、事業に10億円以上の費用がかかる中で、土地を売らずに所有することは、大きな財政的な影響があることが分かり、第2回意見交換会以降は市の財政状況の説明も行った。

仮にスポーツの杜の借地を返還して、旧香流苑跡地に施設を持ってくるとなれば、既に整備されているものを取り壊す必要がある。また、面積的に不足していることや、50年前に香流苑を整備した際に、いわゆる嫌悪施設は持ってこないという約束を地域と行っている。スポーツの杜が嫌悪施設に当たるかどうかは、いろいろな考えがあるが、一般的には、公園は地域に望まれないこともあり、旧香流苑跡地をスポーツの杜の代替地とすることは検討が進まなかった。

富田委員 スポーツの杜を都市計画マスタープランの将来都市構造において拠点の一つに位置づけることを踏まえてもなお、旧香流苑跡地は売却する方針か。

市長公室長 元々尾張旭市との共有で現状有姿で売却する計画であったが、既に基金を財源に12億円支出しているため、旧香流苑跡地を売却することで基金を元に戻すことが大前提である。仮にスポーツの杜を更地にして返却しなければならぬことを加味すると、さらに多額の費用を要する。まず旧香流苑跡地を売却して基金を元に戻すことが、行政運営上最適と考える。

富田委員 先ほど、「公園は地域に望まれない」という答弁があったが、本当にそうなのか。

市長公室長 「公園は地域に望まれない」というのは過度な表現ではあったと思うが、公園はある意味コンビニエンスストアのようなもので、公園の周囲の人たちは、夜の騒音や花火など課題を感じ、その外側にいる人たちは、災害時の一時避難所になったり、市民の憩いの空間としてあったらよいと考える。一概に迷惑施設とは言えないが、周囲の人にとっては、課題があるため、そのような表現となった。

なかじま委員 第1回意見交換会議事録では、「仮に香流苑を売却することになった場合、この地域は人口密度が高く、特に長久手西通りから西側は北小校区の人口の65%であること、旧香流苑跡地にマンションや住宅がこれ以上飽和状態

になると保育園、小中学校、下水道処理のことを含めインフラがもたないことを市としても調査で把握している。あくまで仮の話だが、売却するにしてもマンションや住宅でない、住環境に配慮したものとは考えてる。」とあるが、結果マンションの販売となっている。今回の決定は矛盾しているのではないか。

市長公室次長 当時は、学校における教室の状況が飽和状態であった。その後、ピークが過ぎ、今後は徐々に減っていくことが予想される。プロポーザル選定において、他の提案があれば、状況を踏まえて市にとって有利な選択をすることもできたが、今回応募があったのは、マンションの提案の1者のみであった。

時間が経過したことにより、教室数の不足が徐々に減っていく見通しができ、最低の選定ラインを超えた結果となった。

なかじま委員 答弁が変わることは不誠実であると考えるが、どうか。

市長公室次長 意見交換会を開始した当初は、その用途がどのようなものか、民間事業者にとって魅力がある土地なのかどうか、全く分かっていなかった。その後、市の財政状況を考える中で売却していく必要があり、市の財政状況を何度も地域の皆様に説明しながら、併せて緑を残してほしいという声が多数あったため、どのように残していくかを検討してきた。

民間事業者の意向を把握したのは、第6回意見交換会になる。民間事業者のサウンディング調査を行ったところ、藤が丘駅から徒歩15分という立地、それから1万平方メートルという面積から、マンションなどの用地として魅力的であるという声が聞けた。商業地もイメージしていたが、大通りから少し中に入っているため、商業地としては魅力がなかったのではないかと感じている。

民間事業者の意向としては、マンションなどの用地として適切と把握できたため、そのことを意見交換会でも説明しており、決して、当初から言っていることをがらりと変えたわけではなく、その後のいろいろな条件・情報から変遷した。

野村委員 最終日の上程だが、もっと早く上程できなかったのか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

香流苑解体工事の工期が延長となり、売却の公募の時期を11月に延期した。公募の申請から事業者の提案等を踏まえると、最短でもこの時期にならざるを得なかった。

野村委員 もし否決となったら、今後の影響はどのようなか。

市長公室長 既に事業に約12億円が支出されており、その財源は公共施設等整備基金

であるが、この基金への積み戻しができない。

否決されれば、この土地の利用をもう一度検討することとなる。ただし、再度売却となったときに、今と同じ値段で売れるかどうかは分からない。また、公共施設等整備基金を活用して、今後、学校の空調整備を予定しており、こちらは整備をするしないではなく、整備の仕方の議論が必要な段階だと考えている。

野村委員 本議案が否決されれば、令和8年度予算への影響はあるのか。

財政課長 令和8年度予算への影響はない。

岡崎委員 当該土地の売却と今後の都市形成との関係をどのように整理しているのか。

市長公室長 長久手市全体では、西は名古屋市に近い住環境のまち、東は緑豊かな丘陵となっている。その観点からも、旧香流苑跡地は、住環境の用途で使っていく土地と理解している。

なかじま委員 12億円で売却とのことだが、安すぎないか。

市長公室次長 一般論として、広大地はどうしても減額となり、戸建て住宅の感覚でいくと非常に安く感じる場所はあるかもしれないが、鑑定評価を基にしている。参考として、尾張旭市から購入した時の単価が1平方メートル当たり6万9,900円、1坪当たり23万1,000円であり、本土地はこの1.5倍の値段となっている。

おくだ委員 閉会日に、大きな金額の議案を上程し、その日のうちに決めるやり方を今後も続けていくのか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

今回、事情により最終日の上程となったが、今後の他の議案も必ずしもこのような形でやるということではなく、期間を持ってやっていきたいとは考えている。必ずしもこれからも続くというわけではない。

なかじま委員 旧香流苑跡地の売却は、総合計画には書いていないということによいか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

総合計画に記載はない。

なかじま委員 後期アクションプランには、「旧香流苑跡地の一部公有地として残す緑地について、今までの意見交換会の意見を踏まえつつ、緑地整備を行います」とある。7割売却方針が前提となっているが、売却の方針は誰が決めたのか。

企画政策課長兼福祉の家公民連携推進室長

市民との意見交換会の意見を含めて、最終的に市で判断をして決定した。

なかじま委員 7割売却は市民との対話の結果ではなく、12億円を捻出するために必要

な面積が7割だったと考えているが、そういうことでよいか。

市長公室次長 7割売却する方針の背景には、市の財政状況がある。いったん取り崩した基金に積み戻しをしなければ、今後予定している各種事業が行えなくなることの説明して、ご理解いただいたと認識している。

ささせ委員 もとものの土地の持ち分は、尾張旭市が7割、長久手市が3割であったと認識しているが、今回一定の割合を緑地に戻す判断は、過去の経緯から来ているものか。

市長公室次長 昭和52年頃の香流苑の写真によると、東側の散策路や芝生、樹木が確認できる。これが、50年前に地域の方と約束した子どもの遊び場であると理解している。この50年前の約束を必ず守りたいという思いから、3割は緑地として残したいという思いを持って、意見交換会に臨んだ。

水野委員 資料によると、香流苑跡地事業の下水道整備及び緑地整備にかかる工事費は未定とある。この金額がある程度固まるのはいつか。

下水道課長 下水道整備は、令和8年度に設計を予定しており、令和8年度末には、工事費の概算が把握できると見込んでいる。

みどりの推進課長

緑地整備は、令和8年度設計を予定しており、令和8年度中には工事費が把握できると見込んでいる。

水野委員 公募型プロポーザル企画提案書によると、開発公園と残される緑地が一体して対応する方向性となっているが、そのとおりでよいか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

あくまでも提案であり、決定事項ではない。

水野委員 残される緑地が、マンションの附属の公園と化すことはないか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

現場レベルでは、マンション側からの行き来があるかもしれないが、基本的には管理は別と認識している。

水野委員 答弁の中で、「公園は、一概に迷惑施設とは言い難いが、周辺に住む人にとっては、夜の騒音や花火などで歓迎されないこともある」とあったが、新たに建つマンションに住む人の意見により、結局公園が使えなくなることはないか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

公園は、マンションの占有的なものではない。提案の中で、地元の方々の公園を作るためのワークショップへの協力など、市と一緒にいきたいと聞いている。地元の住民も使えるように行っていく意向を聞いている。

水野委員 売却された場合は、この提案の範囲内で実装するのか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

細部で変わっていくことはあるかもしれないが、基本的にはこの提案のとおり土地活用がなされていくと認識している。

水野委員 マンション建設は、地域の環境以外にも様々な問題があるが、周辺住民の意見を今後どのように反映させる考えか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

株式会社長谷工コーポレーションが、地元の方と接点を持つ場を設けていく必要があると考えている。その後、東側の緑地の設計の中で市民が関わるワークショップにも関わってもらいたいと考えている。

水野委員 事業者が地域住民の意見を置き去りにしないようなことを含めた契約にする考えはあるか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

土地売買契約に条件を付けることは難しいが、事業を進めていく上で、美しいまちづくり条例に基づき、地域住民の意見を聞くことについて、市が意見を付していくことができると考えている。

なかじま委員 先ほどの質疑の中で、「学校の教室数はピークを過ぎた」との答弁があったが、下水道処理を含めたインフラがもたないと言っていたことに対する現在の見解はどのようなか。

市長公室次長 電気・ガスは、事業者の費用負担により容量を増やす等の調整の上で提案がなされている。

下水道課長 下水道は、現時点では処理場自体は特に問題はなく、そこからどう接続するかを令和8年度に行う。

なかじま委員 下水道は千人ほど人口が増えても、大丈夫ということか。

下水道課長 特段問題はない。

委員長 この際、暫時休憩する。

<午後2時19分 休憩>

<午後2時30分 再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開。

川合委員 先ほど、否決になった場合の影響に対する答弁の中で、市長公室長は「学校の空調整備に影響がある」、財政課長は「令和8年度予算に影響がない」との答弁があったが、その点について、分かりやすく説明をお願いし

たい。

財政課長 「否決された場合、今定例会に提出している令和8年度当初予算及び令和8年度補正予算（第1号）の数字に影響があるか」との問いと受け取り、「影響がない」とお答えした。今後、例えば小学校の体育館の空調整備など、公共施設等整備基金を財源に予定している事業に対しては影響が出てくる。

水野委員 公募型プロポーザル企画提案書によると、総戸数256戸に対して、駐車場が260台である。路上駐車懸念もあるが、駐車場は足りるのか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

1戸1台の最低限の確保はされている。まだ計画段階であるため、そのような意見は、市から伝える。

岡崎委員 総括的な質問として、今回の土地は、尾張旭市との共有財産として、長く管理されてきた。今回整理が図られて売却に至ったが、市有財産の中には、同様に長期間未利用となっている土地もあると思われる。未利用市有地についてどのような整理方針を持ち、今後どのように活用し、また処分していく考えなのか。

財政課長 財政確保方針を作っており、その中に未利用資産の活用がある。その方針に基づいて、過去には、まちなか農縁であった場所や、西原の交差点近く、菅池、セーフティステーションを売却している。現在残っている未利用地は、不整形であったり、今後活用の可能性がある土地であるため、現在売ったり貸したりできる土地はないと考えている。

川合委員 全市民は6万1,000人を超えているが、意見交換会の延べ人数は297人、実人数は62人である。この人数で、売却に対して市民の理解を得たと言えるのか。

市長公室次長 地域住民に対し、ポスティングをして周知を行ってきた。市全体に対しては、財政状況により1万平方メートル売却する方針を周知するために、広報紙に掲載した。数字上は物足りないかもしれないが、やれることはやってきた。意見交換会において、市民に意見を聞いたことをもって、地域との対話を行ったと考えている。

川合委員 一方的に配布をしたことで、周知は完了し、市民の理解は得られたとしてよいのか。

市長公室次長 やれることを精一杯やって、皆様に一定の理解をいただいたと認識している。

川合委員 市民全体に対してアンケートを取らない理由は何か。

市長公室次長 仮にアンケートをやったとしても、どちらかの意見に偏るということは

ないと認識している。全体を見たときに、市として今は財源的な課題を優先して、売却をし、公共施設等整備基金に積み戻すことが求められていると判断している。

川合委員 令和3年に長湫地区北部自治会連合会から要望書が提出されている。北小学校区まちづくり協議会もある。そこに対してアンケートを取ることを考えなかったのはなぜか。

市長公室次長 周知については、地域の方全てにポスティングで行っているの、その中に、自治会連合会の方も含まれている。その他、地域代表者との会議でも個別にお声がけをしており、結果、参加していただけるかどうかは、各自の判断によると考える。

川合委員 意見交換会を対話型でやると決めた時点で、全体にアンケートを取る気はなかったという認識でよいか。

市長公室次長 意見交換会が終わった今のタイミングでアンケートを取ると、参加した方々がなぜ今この時点でアンケートを取るのかと思われると思う。我々としては、1年半にわたり意見交換会を行い、最後に取りまとめた経過を大切にしていきたいと考えており、アンケートを実施することは考えていない。

川合委員 なぜ、当初にアンケートをやらなかったのか。

市長公室長 当初は意見を聞きながら進めていく方針であったため、アンケートは取らなかった。

川合委員 アンケートを取って自分たちの想定しているものと違う結果になったら困るから、やらないのではないか。

市長公室長 今回は市民に意見を聞きながら進めていく方針であった。

川合委員 一般質問の際に涙ながらに答弁をしていたが、その涙の示す意味は何か。

市長公室長 仕事に対し思いを持ってやっており、気持ちの高ぶりがあった。不快な思いをさせていたら、申し訳ない。私たちはいつも誠意と責任を持って仕事をすることを心がけているため、ご理解頂きたい。

川合委員 香流苑跡地事業全体の収支資料を見ると、収入12億円に対し、支出が13億円を超えており、支出超過ということによいか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

解体撤去関連費については、13億円を超えているが、尾張旭市から費用負担をしてもらっており、長久手市の実負担は11億1,600万円余りであるため、今の段階で支出超過ではない。

川合委員 旧香流苑跡地は洪水浸水想定区域であるが、マンションとして手が上がったのはなぜか。

課長補佐（企画調整担当）兼福祉の家公民連携推進室室長補佐

なぜかは事業者でないので分からないが、実施要領の中で洪水浸水想定区域であることを記載した上で、提案をしていただいているため、承知の上であると認識している。

なかじま委員 先ほどの市長公室次長の答弁の中で「まとめた」とあったが、第8回のことか。

市長公室次長 第8回の結果を含めて第1回から第8回までの全ての経過を、A3用紙1枚に記載し、地域に配布している。この1枚の紙にまとめたという認識を持っている。

なかじま委員 拍手が起きた回は第何回か。

市長公室次長 拍手が起きたのは第8回である。

なかじま委員 それは17人の参加者が拍手したということか。

市長公室次長 そのとおりである。

なかじま委員 以前と答弁が変わる中で、今日の発言、前回の発言は誰が責任を持つのか。

市長公室次長 発言は、発言者、組織、市長まで含めた執行部側の責任である。

なかじま委員 そうすると、第1回意見交換会での「下水道処理のことを含めインフラがもたないことを市としても調査で把握しています。」という発言の訂正は、誰にどのような形で行ったのか。

市長公室次長 第1回意見交換会での「インフラがもたない」という発言は、何ができるのか分からない中での発言である。多くの水や電気を使用する工場が来ると仮定した場合、その時点での埋設されているインフラでは当然もたない。

現在は、事業者が電気や水道の会社と調整し、会社として費用負担をした上で、マンションを提案してもらっているので、当時と見解が変わってきている。

なかじま委員 議事録では、マンションが建ったらインフラがもたないと言っている。答弁をごまかしているように聞こえるがどうか。

市長公室次長 ごまかしたという認識はない。第1回意見交換会では、市民の声を聞くことに重きを置いており、「あくまで仮の話ですが、売却するにしてもマンションや住宅でない、住環境に配慮したものとは考えています。」と答えているが、この時点では何になるのか全く想像をしていなかった。決して悪意を持って答弁したという認識は持っていない。

質疑及び意見を終了

委員長 この際、暫時休憩する。

＜午後 2 時 58 分 休憩＞

＜午後 3 時 10 分 再開＞

委員長 前日に私、川合ともゆきから議員間討議の申し出をした。

委員長 「大多数の市民に対して、跡地利用に関する基本的な事項が十分に周知されていない可能性がある。議案の上程が最終日であり、議会として十分な検討時間が確保されているのか疑問がある。プロポーザルの結果や過程について、市民や議会が十分に納得できる説明がされているのか。」を論点として、「今回の財産売却は、そもそも市民の利益につながるものなのか。市民への説明や情報共有が十分でない状態で、この売却を進めてよいのか。議会として、この条件・手続きのまま議案を判断してよいのか。」を課題とし、議員間討議を行いたい。

なかじま委員 意見交換会の手法が対話型とのことだが、対話型とは、同程度の情報量を持って、正しい情報のもとで意見を出し合うことだと考える。そのような意味では、297 人、実人数 60 人が参加したとはいえ、対話型で会議ができたとは思っていない。また、第 1 回意見交換会の議事録を見る限り、「マンション業者には売却しない、インフラがもたない」と答弁していたにもかかわらず、その明確な訂正のないまま、マンション業者への売却が決まったことは、とても不透明感を感じる。

富田委員 意見交換会に何度か参加したが、売却ありきでやっているように思えた。長久手市みんなでつくるまち条例もあり、やはり市民の声をしっかり聞くべきだと考える。

ささせ委員 今回の売却を考える上で大切にすべきことは、この場所が持つ歴史や、地域住民の皆様と市の関係性と考えている。約 50 年前に、地域住民の皆様が、大きな葛藤の中で施設を受け入れてくれて、その際に四つの約束が行政と地域で交わされた。今回の売却は、その約束のうち、緑地や環境整備を具体的な形として次世代に引き継ぐものであり、これらの経緯を踏まえた跡地活用の具体化であると理解している。

また、市は一度方針を白紙撤回した上で、1 年半にわたり延べ 12 回の意見交換会を重ねてきた。日程や会場を工夫しながら、香流苑跡地に関心がある市民が参加して意見を述べるができるように、配慮がなされてきたという経過があったと受け止める。

議会に対しては、令和4年から令和8年2月までの間に委員会の所管事務調査を含め9回の説明が行われてきた。

その上で、今回の判断において最も重視したいのは、結果的に市民の利益に資するかどうかという点である。本事業は、緑地や道路の整備によって地域の安全性や住環境の向上、将来的に安定した税収を確保して、市全体の財政基盤の強化に寄与することを考えると、近隣の地域にとどまらず市全体の市民生活に資する効果が見込まれる。

売却以外の方法について議論もあるが、財源負担や維持管理を含めた具体的な代替案が示されていない中で、現実的な選択肢として、本案をどう評価するのか、が問われている。限られた財源の中で、持続可能な形で地域の価値を高めていくという観点から見れば、本議案は一定の妥当性を有すると判断している。

岡崎委員 後で賛成討論を行うので、この場では、今回の審査にあたり、短い期間で資料の準備をした執行部に感謝を伝えたい。

野村委員 市民の声をどこまで聞けたかについては、疑問があるが、結論として今ここでまた白紙に戻すことが、市民の利益になるのかを心配する。今の社会情勢からすると、ここで一度否決されれば、次に売却となった時に、影響を与えるのではないか。

当該土地は藤が丘駅近隣であり、よい立地ではないかと思ったが、水害の恐れや、し尿処理場の跡地であること、出入りが不便なことを考えると、1者しか応募がないことも妥当ではないかと考える。ここでまた白紙に戻すことが、市民の利益になるのかという点で迷っている。

おくだ委員 財産の売却自体は、市が中心となってそこから何か利益を生み出すのはかなり難しいと思うため、間違っていないと判断している。ただ、この市民への説明や情報共有が十分でない状態で売却を進めていいのかという点に関しては、議案が最終日の上程となり、疑問が残る。その状態で進めてよいかという点に関しては、よくないと思う。

水野委員 本件については、売却と手続きの二つの論点がある。仮に売却を妥当とする結論が出たとしても、市側の手続き上の重大な瑕疵が認められれば、不適切だという判断も考えなければならない。本議案は、最終日に議会に上程され、議員に示された判断材料を精査する時間が必ずしも十分とは言えない状態であった。一方で、本議案を否決した場合、全ての手続きがやり直しになる答弁があった。市の受けるダメージが大きく、現在の12億円の売却価格を下回る可能性もあるため、この利益の部分も考慮して最終的な判断をする必要があると考える。したがって、本件については継続審査

とすることも含めて考えるべきでないかと思う。

川合委員

意見交換会を 12 回実施し、延べ 297 人、最初の 4 回を除き、実人数は 60 人である。60 人の理解を得られただけであり、その意見交換会は、市民を「仕方がない」の方向に持っていくものであったと認識している。限られた意見交換会の参加者だけをもって、売却の根拠にしようとしていると思っている。不動産鑑定は 1 者、公募型プロポーザルへの応募者も 1 者のみであり、それでは公平性の担保は一切できない。以前議員であった市長が、最終日上程という、このタイミングで議案を提出することも理解できない。財産は一度手放してしまえば、二度と戻らない。だからこそ、市民のために一度立ち止まることが必要であると思っている。

委員長

議員間討議を終了する。

委員長

この際、暫時休憩する。

<午後 3 時 29 分 休憩>

<午後 3 時 40 分 再開>

委員長

休憩前に引き続き会議を再開。

水野委員

本議案について、継続審査とすることを提案する。今回の委員会質疑で手続きに関する部分について、数多くの議論がされた。この部分をもう少し深めて、その上で納得が得られるのが最良であると考えするため、継続審査を提案する。

委員長

継続審査に賛成の委員の挙手を願う。

<賛成少数>

討論

反対討論

なかじま委員

本議案は総合計画に位置付けのない、香流苑跡地の一部を民間事業者に売却するもので、以下の理由から本議案を容認することはできない。

第一に市民への説明と合意形成のあり方に大きな問題があることである。

市は「意見交換会を 12 回開催し、延べ 297 人が参加した」と説明しているが、資料によれば実人数は、62 人であり、この人数をもって市民理解が得られたとするには根拠が弱い。

また市は「対話型で進めた」と繰り返し述べているが、その内実を見ると、市は多数の内部会議と想定Q&Aを準備しながら、市民には当日に資料を示し、その場で意見を求めるという構図であった。これは対等な情報共有のもとでの対話というより、行政の用意した枠組みの中での説明に近く、実質的な合意形成の手法としては極めて不十分である。

さらに市の説明内容そのものにも揺らぎがある。初期段階では「学校や下水道などの影響にインフラがもたない」と明言していたにもかかわらず、本日の審査では「時間の経過により児童数推計が変化した」などとして、結果的にマンション建設を許容する方向へ説明が変化した。こうした説明の変遷は売却という結論に合わせて、根拠が後から整理されているのではないかという疑念が生じる。

第二に公有財産管理として、中長期的な視点が欠けている。市は約10億円以上の費用負担を理由に敷地の約7割を売却するとしているが、市有地は一度売却すれば二度と戻らない。

それにもかかわらず、公共施設、防災機能、スポーツ機能など、将来の公共利用との比較検討が十分に示されていない。さらに残地の整備方針についても、詳細は今後の設計で決まるとされており、土地利用の全体像が定まらないまま売却だけを先行させようとしている点は、極めて拙速である。

第三に売却手続きの透明性と競争性への疑問である。

今回の公募型プロポーザルは結果として、1者のみの応募であった。

競争原理が十分に働いたとは言い難く、この状況で売却額の約12億円が適正であるかについても慎重な検証が必要である。

本来であれば、条件の見直しや再公募も含め検討すべきであり、閉会日に追加議案として上程し、十分な審査時間を確保しないまま、判断を求める姿勢は議会として看過できない。

香流苑周辺は長年、し尿処理施設を受け入れてきた地域であり、その跡地利用は地域住民の理解と公共の利益を十分に踏まえるべきである。しかし本議案は市民理解、公共利用の検討、手続きの透明性のいずれにおいても十分とは言えない。

賛成討論

岡崎委員

当該土地はこれまで尾張旭市との共有財産として管理されてきた経緯があり、売却にあたっては、愛知県の指導のもと、財産関係の整備が図られた上で、本議案が提出されたものである。

自治体が保有する財産は市民共有の重要な資産であり、その管理にあたっては、保有すること自体を目的とするのではなく、公共性と有効活用の観点から、常に見直していくことが求められる。

とりわけ共有財産という形態は、活用や処分意思決定において、一定の制約を伴うものであるが、市としても12回の意見交換会を開催し、市民との対応を重ねて進めてきている。

今回その整理が図られたことは、市有財産の適正管理の観点や市民との対話を重ねたことについても、意義あるものと受け止めている。

また本議案は、これまでの共有財産整理の経緯や財産管理の観点、土地の有効活用という点を踏まえ、妥当なものであると判断する。

市有財産の処分は市民共有の財産を扱う以上、常に慎重でなければならない。しかし同時に活用の見込みがないまま保有し続けるのではなく、適切な時期に有効利用へとつなげていくこともまた自治体の重要な責務である。

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後3時48分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和8年3月17日

教育福祉委員会委員長 川合ともゆき